

## 第2章 地球温暖化を防止する

## 第1節 温室効果ガス排出削減の取組みの推進

## 1 中長期目標の達成に向けた取組みの推進&lt;環境管理課&gt;

地球温暖化対策の5本の柱（中長期目標の設定、事業者対策の強化、温室効果ガス吸収源対策、新エネルギー対策、環境教育の推進）を定めた「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を平成20年度末に制定、公布し、平成21年に一部施行、平成22年3月に全面施行した。令和3年3月に気候変動に適応する施策もあわせて実施するよう一部改正を行い、名称を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」とした。

このうち、中長期目標の設定について、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく岐阜県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を行うため「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（実行計画）を平成23年6月に策定し、平成28年3月に見直し、平成29年5月に一部改訂を行った。さらに、実行計画の計画期間終了にとともに、後継計画となる「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」（計画）を令和3年3月に策定した。

計画の中で、世帯当たり自動車普及台数が多いこと、森林資源が豊富であることなど、温室効果ガス排出量の削減や森林吸収に関連する本県の特徴を踏まえた中期目標を設定しており、見直しに際しても、本目標を継続し、達成に向けた取組みを推進することを示している。

- ・長期目標 2050年度までに実質ゼロ
- ・中期目標 2030年度までに2013年度比 33%削減

また、計画では、中期目標達成に向け、高断熱材・複層窓の導入、再生可能エネルギーの導入及び利用促進、次世代自動車の普及、「COOL CHOICE」の促進などを推進することとしている。

## 2 環境にやさしいライフスタイルの発信

## (1) 地球を守ろう！地球温暖化防止教室の開催&lt;環境企画課&gt;【再掲】

地球温暖化防止の環境教育を推進するため、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターと協働して、小・中学校を対象とした地球温暖化防止教育プログラムを作成し、県内10小学校において出前教室を開催した。

## (2) 家庭から省エネチャレンジの実施&lt;環境企画課&gt;【再掲】

家庭からの温室効果ガス排出量の削減を図るため、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターと協働して、小・中学校を対象とした温暖化対策や省エネの必要性の学習と家庭での省エネの取組み方を実践するプログラムによる出前教室を県内2小学校において開催した。（令和元年度）

## (3) ぎふエコ宣言の普及&lt;環境管理課&gt;【再掲】

家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、平成20年から県民一人ひとりに「ライフスタイルを変える」ことを提案する取組みを推進している。

平成20年6月の環境月間から、地球温暖化防止のための身近な取組み10項目をまとめた「ぎふエコ宣言～僕に、私にできる10の宣言」の賛同者の募集を開始した。宣言者数は、令和2年度末までに、211,769人（内訳1,154団体176,385人、個人35,384人）となった。

## 3 事業者の排出削減支援

## (1) 事業者対策の推進&lt;環境管理課&gt;

「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」により、一定規模以上の事業者や建築物の建築主を対象に「温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書」、「自動車通勤環境配慮計画書・実績報告書」、「建築物環境配慮計画書・工事完了届」の提出が義務付けられ、さらに、提出された計画書等の概要を県ホームページで公表することにより、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進し、事業活動や自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図っている。

- ・温室効果ガス排出削減計画書提出事業者数 320事業所（令和2年度提出分）
- ・自動車通勤環境配慮計画書提出事業者数 47事業者（令和2年度提出分）

## (2) 資金融資制度&lt;商業・金融課&gt;

地球環境の保全、改善を図るための施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の新エネルギー等支援資金により支援を行っている。

## (3) 事業者としての岐阜県の取組み&lt;環境管理課&gt;

## ア 岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項で策定が求められている地方公共団体実行計画として「岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成28年3月に策定するなど、事業者として省エネ

ルギー及び新エネルギー導入に率先して取り組んでいる。

## 一岐阜県庁環境マネジメントシステム一

### 1 環境方針

#### 1 基本理念

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、古くから自然と共存し、個性ある文化を創り出してきました。

しかし、物質的な豊かさを求め、エネルギーや資源を大量に消費する今日の社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしています。私たちのふるさと岐阜県、さらには地球全体の、豊かで、快適で、健康に良い環境は、将来の世代へと受け継がれていかなければなりません。

このため、私たちは、あらためて自然がもたらす恵みに深く思いを巡らすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環から成り立っていることを認識し直さなくてはなりません。

岐阜県は、「自然生態系を保全する」、「生活環境を守る」、「循環型社会をつくる」、「地球環境を保全する」及び「県民協働を進める」の5つを基本目標に定め、これまで以上に環境の保全に努めるとともに、豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意のもとに、県民、事業者及び行政が一体となり、人と自然とが共存できる社会の構築を目指します。

〈 自然生態系を保全する 〉

生態系の構成員として共生をめざし生態系を守ります。

〈 生活環境を守る 〉

良好な大気、水、土壌環境を保全し、化学物質による汚染を防止するとともに歴史的、文化的な景観を大切にし、豊かな生活環境を守ります。

〈 循環型社会をつくる 〉

3R対策を推進し、循環を基調とした社会をつくります。

〈 地球環境を保全する 〉

ライフスタイル、事業活動を見直し、環境にやさしい行動を実践し、良好な地球環境を保全します。

〈 県民協働を進める 〉

県民、地域住民組織、NPO、事業者、公共団体などが情報の共有、ネットワークの形成を図り、具体的な行動に向けて協働を進めます。

#### 2 基本方針

県は、基本理念をもとに、自らが大規模な事業者・消費者であるとともに、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境を創出していく立場から、物品の購入、県庁舎等の維持管理、公共事業の実施、環境保全事業及びその他の活動の実施に際し、次に掲げる事項に係る施策を率先して実施します。

さらに、県民及び事業者の環境保全に対する自主的な取組を促進します。

- (1) 環境教育及び環境学習の推進
- (2) 県民と連携した環境保全活動の推進
- (3) 環境に配慮した公共事業の推進
- (4) 大気汚染、水質汚濁等公害の発生防止
- (5) 環境に配慮した物品の購入の推進
- (6) 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進
- (7) 省エネルギー・省資源の推進及び新エネルギーの活用
- (8) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨等地球環境問題への対応

これらの事項のうち、特に環境影響の大きいものについては、環境目的及び目標を設定し、積極的に推進するとともに、定期的に見直しを行い、継続的な改善を図ります。

県は、環境に関する法令、協定、その他の合意事項を遵守します。

県は、環境汚染を早期に予測し、その予防に努めます。

県は、この環境方針を県庁舎内全職員に周知するとともに、広く一般にも公表します。

平成18年6月21日

岐阜県知事 古田 肇

## イ 岐阜県庁環境マネジメントシステムの取組状況

平成22年度を目標年度とする岐阜県庁地球温暖化対策実行計画（第3次）についての達成状況は、基準年度である平成16年度と同レベルとする目標に対し、1.4%増となっている。

この第3次計画の計画期間終了に伴い、第4次計画として、平成23年8月に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定、平成28年3月に見直しを行い、第5次計画を策定した。

第4次計画は、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、目標年度の平成27年度には、基準年度（平成22年度）に比較して、温室効果ガスの排出量を二酸化炭素換算で7%削減することを目標とし、8.5%の削減となった。

第5次計画は、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間とし、目標年度の令和2年度には、基準年度（平成27年度）に比較して、温室効果ガスの排出量を二酸化炭素換算で8%削減することを目標としている。

計画の推進にあたっては、ISO14001の手法を活かしつつ発展的に見直した県独自の「岐阜県庁環境マネジメントシステム（EMS）」により推進することとしている。

## 4 地域の環境整備による排出削減

## (1) 緑地環境保全地域＜環境企画課＞

「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域のほか、市街地及び集落地並びにこれらの周辺地を対象に、緑地環境保全地域を指定している。平成17年2月に長野県山口村の本県中津川市への編入により越県合併が行われ、新たに中津川市馬籠が指定されたことで、県内の指定は16地域（654ha）となった。緑地環境保全地域は、市街地等にある樹林地、水辺地、その他これに類する自然環境を有する土地であって、自然環境を保全することにより、地域の良好な生活環境の維持に資することを目的としている。

表2-2-1 緑地環境保全地域の状況

(令和3年3月末現在)

区 分	地域数	面 積(ha)	内 訳	
			特別地区(ha)	普通地区(ha)
緑地環境保全地域	16	654.38	129.28	525.10

備考) 県環境企画課調べ

## (2) 地域公共交通の確保＜公共交通課＞

県内の公共交通については、もともと鉄道やバスの路線網が十分でない上に、少子化に伴う人口減少やモータリゼーションの進展により利用者が減少し、さらに利便性が低下するという悪循環となっている。

こうした状況のなか、県内の公共交通を支援し、日常生活における自家用車への依存度の低減を図った。

- ・地方鉄道や路線バスの事業者が担う広域的・幹線的な公共交通や交通空白地等を運行する市町村バスの運行を維持確保するための助成を行った。

- ・地域に最適な公共交通ネットワークの形成を図るため、交通事業者や市町村など関係者と構成する「岐阜県地域公共交通協議会」において、鉄道、路線バス、市町村バスの路線網の維持確保、改善に関する協議を行った。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、交通事業者が行う感染防止対策に対して助成を行った。

## (3) 建築物における環境配慮の促進＜環境管理課＞

建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づき、一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主に対して、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、環境配慮措置を適正に講ずる内容を記載した建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出の徹底を図った。

- ・建築物環境配慮計画書提出事業者数（令和2年度提出分） 83件

## (4) 特別緑地保全地区の指定＜都市政策課＞

特別緑地保全地区は、都市における緑地の計画的な保全及び緑化の積極的な推進によって良好な都市環境の形成を図るため、「都市緑地法」に基づいて指定される。対象となる地域は、①無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等に必要遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模形態を有する地域、②風致又は景観が優れ、かつ、地域住民の健全な生活環境の確保に必要な地域、③伝統的又は文化的な意義を有す

る地域等である。県内では4地区が指定されている（表2-2-2）。

表2-2-2 特別緑地保全地区の指定状況

（令和3年3月末現在）

都市名	地区の名称	面積(ha)	最終決定年月日	所在地
瑞浪市	竜吟峡特別緑地保全地区	40.2	昭和52年3月26日	瑞浪市釜戸町字裏山及び字城山
土岐市	仲森特別緑地保全地区	1.6	昭和51年3月26日	土岐市泉中窯町
各務原市	八木山特別緑地保全地区	42.0	昭和53年2月15日	各務原市鷺沼字松田及び字八木山
飛騨市	気多若宮特別緑地保全地区	2.1	昭和56年10月20日	飛騨市古川町大字上気多字榎岡
計	4地区	85.9		

備考) 県都市政策課調べ

(5) 透水性舗装の推進<都市整備課>

街路事業において、地下水の涵養に効果のある透水性舗装を延べ72,470㎡で実施した（表2-2-3）。

表2-2-3 透水性舗装の状況

年度	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
透水性舗装(㎡)	69,144	1,051	137	2,138	1,386	5,019	78,875

備考) 県都市整備課調べ

**第2節 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進**

1 二酸化炭素吸収機能の高い森林の造成

(1) 間伐の推進

ア 計画的な間伐の推進<森林整備課>

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、6,871haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林や溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

イ 間伐の推進<森林整備課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

令和2年度の環境保全林における間伐実施面積は1,713ha（間伐実施面積6,871haの内数）であった。

ウ 搬出間伐の促進<森林整備課>

収益を見込むことができる森林については、間伐した木材を搬出して利用する「搬出間伐」を進めた。

低コストな作業システムを確立し普及するため、今後も引き続き、事業地の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、人材の育成等を進め、「森林経営計画」の策定とその確実な実行を通じた計画的かつ効率的な搬出間伐を支援する。

エ 間伐材の利用促進<県産材流通課>

直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、住宅、公共施設における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

(2) 適地適木による植栽の推進

ア 街路への植栽事業の推進<都市整備課>

街路事業において、平成16年度から30年度までの間に中高木を3,550本、うち大気環境推奨木を216本植栽した。

イ 緑の募金による県土緑化の推進<恵みの森づくり推進課>

緑の募金運動は、「緑の羽根」募金運動として昭和25年に開始された。なお、令和2年の募金額は53,341千円となっており、一部が各市町村に配分され、森林整備事業及び緑化推進事業に活用された。